

Client Alert

15 October 2025

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com

EU：企業向けグリーン表示規制の概要

概要

これまで EU には、グリーン表示（環境に配慮しているとする主張）を規制する具体的な枠組みが存在していなかった。2026 年 9 月から適用される新たな「The Directive on Empowering Consumers for the Green Transition（ECGT Directive／グリーン移行に向けた消費者の権利強化指令、以下、「ECGT 指令」）」は、不公正な商業慣行に関する既存の規則を補完し、グリーン表示に関する統一された新制度を導入するものである。企業は、法的・評判上のリスクを軽減するために、環境報告書や気候目標等の商業的コミュニケーションがこの新制度によってどのような影響を受けるかを慎重に検討する必要がある。

背景

EU においては、「green claims（グリーン表示）」は通常「Unfair Commercial Practices Directive（UCPD／不公正商業慣行指令）」によって規制されている。これは不公正な商慣行、その中でも特に誤解を招く商業慣行を禁止する一般的な枠組みである。

2024 年に承認された ECGT 指令は、UCPD を改正し、グリーンウォッシング（環境配慮を装う行為）に関連する不公正商業慣行に対処する具体的な規定を追加し、EU におけるグリーン表示の規制枠組みを統一するものである。この指令は、製品や事業者の環境パフォーマンスに関する自主的な環境表示を規制対象とする。これには、事業者の環境への影響や気候目標に関する主張が含まれる。

ECGT 指令では、「climate friendly（気候に優しい）」や「sustainable（持続可能）」等の一般的な環境表示は、優れた環境パフォーマンスによって裏付けられていない限り禁止される。また、温室効果ガス（GHG）排出削減目標等、将来の環境パフォーマンスに関する主張には、詳細な根拠の提示が求められる。

この規則の目的においては、自主的なサステナビリティ報告書、企業の責任に関する報告書、環境パフォーマンスの開示は、広義には事業者の製品に関する広告とみなされるため、これらに含まれる企業・商業的コミュニケーションや環境表示は ECGT 指令の規制対象となる。グループ企業の文脈においては、親会社が発行する報告書も、たとえ製品が他のグループ企業によって販売されている場合であっても、規制の対象となる。

適用時期と今後の報告サイクルへの影響

ECGT 指令は、2026 年 3 月までに加盟国が国内法に移行する必要がある、2026 年 9 月から各国で適用される予定である。2025 年度のサステナビリティ



イ報告書等は、その前後（2026 年頃）に公表されるため、ECGT 指令はすでに各社に影響を与えている。

これはまた、環境表示を含む自主的なサステナビリティ開示が、「Wave 2 レポーター（企業サステナビリティ報告指令（以下、「CSRD」）に基づいて、第 2 段階でサステナビリティ報告義務が適用される企業群）」に対する CSRD の適用よりも前に ECGT 指令の対象となることを意味する。Wave 2 レポーターは 2027 年度の CSRD 報告書を 2028 年から公表する必要がある（CSRD の義務的報告が始まる前でも、ECGT によって環境主張の透明性や根拠が問われることになるため、注意を要する）。

CSRD の義務が発効した後も、ECGT 指令はサステナビリティ開示に関連し続ける。これは、CSRD 及び欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）で求められる必須開示を超える主張や、CSRD 関連データを含む可能性のある自主的な商業的コミュニケーション（例：自主的な環境進捗報告書）にも適用される可能性があるためである。

B2B 事業者への適用

ECGT 指令及びそれが改正する UCPD は、主に B2C（企業対消費者）文脈に焦点を当てているが、いくつかの加盟国の法律では、特定の状況下においてこの制度を B2B（企業間取引）にも拡張している。したがって、事業者が活動する加盟国の法律によっては、環境表示に関する新制度が B2B 事業者にも関連する可能性がある。

執行体制と罰則

ECGT 指令の制度に違反することは、誤解を招く商業慣行とみなされる。制度違反に対する制裁は、加盟国の法律によって規定されることとなるが、以下のものが含まれるものと考えられる：

- 競合他社や消費者保護団体による差止請求等の法的措置
- 行政罰

特に、既存の執行体制では、「広範な違反」が加盟国による協調的な措置につながる可能性がある。このような協調的措置の過程では、対象加盟国における事業者の年間売上高の最大 4%、または売上情報がない場合は最大 200 万ユーロの罰金が科される可能性がある（加盟国の法律によってはさらに高額な罰則が定められている場合もある）。「EU レベルでの広範な違反」とは、少なくとも 3 分の 2 の加盟国で消費者の集团的利益を（おそらく）損なう違反を指し、これらの国々の人口が EU 全体の 3 分の 2 以上を占める場合、欧州委員会が措置を調整する。

この執行体制は実務上まだ十分に試されていないため、欧州委員会が今後どのように運用するか、また EU 全体で事業を展開する企業にどのような影響を与えるかについては、今後の動向を注視する必要がある。